



御遺骨の早期送還及びDNA鑑定での対応について

御遺骨の早期送還に向けた対応について（案）

現状と課題

現在、海外で収容した御遺骨の一部を検体として持ち帰り、DNA鑑定で日本人と判定された場合に、残りの御遺骨を現地焼骨のうえ送還する手順であることから、**DNA鑑定による判定結果が出るまでの間、御遺骨が現地に留め置かれている状態が続いている。**

また、遺骨収集団が収容現場で丁寧に収集した御遺骨を、収集した団員自身の手で日本へ持ち帰ることが望ましいものの、現在では、収集した団員と日本へ送還する際の団員が必ずしも同一ではない。

このため、一日も早く、御遺骨を収容した遺骨収集団自身が日本へ送還できるよう、対処したい。

※硫黄島においては、収容した全ての御遺骨を派遣団の手により送還している。

試行的取組（案）

一日も早く多くの御遺骨を本邦へお迎えしたいとの御遺族の想いに応えるために、DNA鑑定結果を待たずに**直ちに御遺骨を本邦へ送還する試行的取組を行う。**

➤ 日本人の蓋然性が極めて高いと判定された御遺骨を未焼骨で本邦に送還する。

※主に、日本兵の集団埋葬地、トラック諸島の沈没艦船やガダルカナル島の丸山道など明らかに日本兵しかいない場所で発見した御遺骨であつてかつ収容場所において一部でも日本人以外の御遺骨や遺留品が出土されていない状況などのケースを想定している。

➤ 旧ソ連、フィリピンやミャンマーなどの**過去に遺骨取り違えの問題のあった地域**やインドネシアやインドなどの**相手国と特別な定めを取り交わしている地域**は、当面、**現行どおり事業を進めていく。**

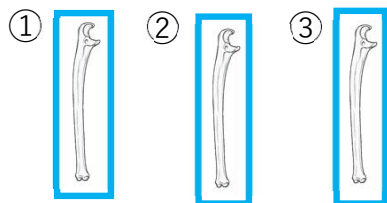
- インドネシア：同国の国内法では遺骨の国外への持ち出しが禁止されており、同国と取り交わした協定において、例外的に同国の専門機関でDNA鑑定を行い、その結果、日本人と判定された御遺骨はインドネシア国内で焼骨し本邦に送還することを定めている。
- インド：同国の国内法では遺骨の国外への持ち出しが禁止されており、同国と取り交わした協力覚書において、例外的にDNA鑑定用の検体を送還の上、DNA鑑定の結果、日本人と判定された遺骨を本邦に送還することを定めている。

御遺骨の早期送還（試行的取組）を踏まえたDNA鑑定での対応（案）

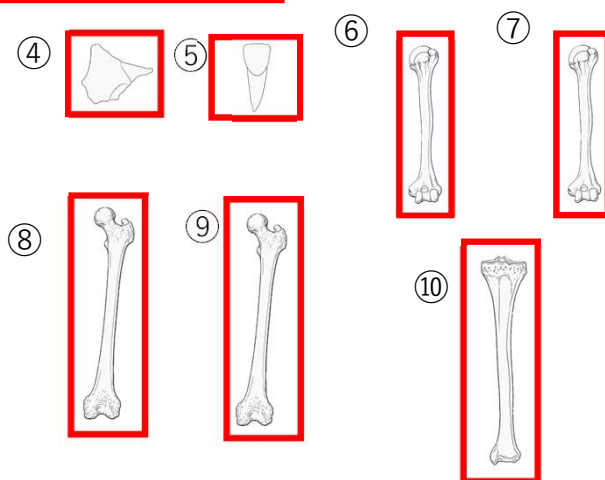
御遺骨の早期送還を試行的に行う日本人の蓋然性が極めて高いケースについて、送還後の御遺骨のDNA鑑定手順についても以下のとおり見直す試行的取組を行う。

（事例）御遺骨の収容状況が「集団」「個性なし」の場合

検体(最小個体数を判断した部位)



その他の検体



最小個体数: 3（右尺骨重複）

検体: ①右尺骨 ②右尺骨 ③右尺骨 ④右錐体 ⑤歯
⑥左上腕骨、⑦左上腕骨、⑧左大腿骨 ⑨左大腿骨 ⑩左脛骨(3柱10検体)

現状

御遺骨の収容状況が「集団」「個性なし」の場合、
10検体全てをDNA鑑定し、所属集団判定会議及び身元特定DNA鑑定会議で判定している。



試行的取組

日本人の蓋然性が極めて高いケースについては、
DNA鑑定する検体を最小個体数判断部位（3検体）に絞り込んだ上で、所属集団判定会議及び身元特定DNA鑑定会議で判定する。

なお、御遺族に御遺骨を迅速にお返しすべく、
・従来通り、**手がかり情報がある場合（身元特定につながりやすい）は、優先的にすべての採取検体を鑑定する。**
・最小個体数判断部位以外の検体についても時期を見て、身元特定に向けた鑑定を実施する。